韓国労働者の闘争状況

金在光(キム・ジェグァン) AWC韓国委員会/左派労働者会 執行委員長

1.上半期の民主労総の闘争

全国鉄道労働組合-鉄道民営化阻止闘争

鉄道民営化反対を旗じるしに昨年 12 月 9 日ゼネストに突入した。24 日間進められたストライキは、資本の総攻勢にも揺らぐことなく維持され、国民の支持の中で闘われた。切羽詰まった資本は、22 日民主労総ビルへの突入という史上初の強硬手段を使って鉄道指導部を検挙、ストライキ闘争の火を消そうとしたが、何の成果もないまま、より一層労働者民衆の荒々しい抵抗に直面することになった。しかしそれ以降、民主労総の国民ストライキは何の成果もなしに終わり、鉄道労組のストライキ闘争は 24 日目に終了した。ストライキ終了後、使用側は 99 人を解雇、404 人を懲戒し、多くの労働者を不当配転させている。損害賠償金額は 162億ウォン、仮差押さえは 77億 7000 万ウォンだ。2009 年ストライキにかけられた仮差押さえ 38億 5000 万ウォンまで含めば、仮差押さえの総金額は 116億 2000 万ウォンだ。鉄道労組はこのような使用側の不当処分に対抗して闘争中だ。

二大労総共同対策委員会一偽りの公共部門正常化に対抗した闘争

民主労総と韓国労総が共同して構成した二大労総公共部門労働組合共同対策委(二大労総共同対策委員会)は、政府の公共機関正常化対策に関して政府と使用側を相手に全面戦争を宣言した。今年1月、朴槿惠政権は、公共機関の借金が国家の借金より多いため一部公企業は営業利益では利子も充当できなくなっているとし、経営が失敗しているのに成果給と過度な福利厚生費を支給しているとして、公共部門正常化対策を提出した。しかし、公共機関の福利厚生費用は負債総額の 0.03%に過ぎない。にもかかわらず政府が推進している公共機関正常化対策は、名目上は公共機関の福利厚生費用に関する借金問題の解決を掲げているが、実際は政府が公共部門を政治的な生贄として利用し、労組を弾圧しようとする目的であることが明らかだ。

最低賃金闘争

来る6月29日に来年度の最低賃金が決定される闘争期日を控えて、民主労総は現在の5210ウォンから6700ウォンへと最低賃金を引き上げることを目標に闘争している。しかし経営界は、今年も間違いなく最低賃金 凍結を主張している。これに対し民主労総は、総力闘争を決議しているが、民主労総70万組合員のうち最低賃金から影響を受ける組合員の数はきわめて少ない。そのため民主労総の最賃闘争がどれほど実効性を持つかは疑わしい。最低賃金から最も大きい影響を受けるアルバイト労組が、韓国での最低賃金闘争の最先頭に立っている。

通常賃金闘争

(『通常賃金』とは、勤労者に定期的・一律的に所定勤労または総勤労に対して支払うことと定められた時間給金額・日給金額・週給金額・月給金額または請負金額をいう。一訳注)

昨年12月18日大法院は、ボーナスが通常賃金に該当するという最終判決を下した。それと共にボーナスを通常賃金から除外することにした労使間合意の効果に対しては、勤労基準法に背いているため無効だが、既に労使合意があり、企業経営に莫大な困難を招くようになる場合には、勤労者が遡って追加賃金を請求することは許されないという但し書を付けた。通常賃金からの除外合意が最初からなかった事業所は、当然差

額を追加賃金として請求できるが、この場合も賃金請求の消滅時効である最後の3年分だけを認めるということだ。整理すれば、ボーナスは通常賃金に含ませなければならないが、労使間合意や経営上の問題によって除外することもできるということだ。民主労総は、続いて下された雇用労働部の通常賃金指針に対抗して闘争している。憂慮は現実になった。自動車部品会社であるバレオ電装の労使が13日、既存700%の定期賞与金のうち500%を成果連動型の賞与金として、200%は夏冬の賞与金に切り替えることに合意した。労使が合意によって定期賞与金を通常賃金と関係ない成果給に切り替えたのだ。

労働悪法撤廃闘争

去る3月、国連専門機構である国際労働機構(ILO)が、全国教職員労働組合(全教組)と公務員労組を法外労組化した韓国政府を強く批判して、これら二つの労組の法的地位を保障するよう韓国政府に勧告した。ILO は、解職者の労組加入資格を否定する法令を改正して結社の自由を認めるよう韓国政府に4回勧告したが、韓国政府はこのような勧告を拒否した。これに対し解雇者加入の問題をもって、全国公務員労組の労組設立を許さず、全教組を法外労組化した措置に対抗して闘争している。

この外、2014年賃金引き上げ闘争、複数労組の時代を迎えての御用労組との闘争、食い逃げ資本と整理解 雇闘争、特殊雇用職労働者の闘争などを進めており、現在70か所余りの長期争議現場が存在する。

2.争議現場

-資本の食い逃げと整理解雇。 双龍(サンヨン)自動車、キリュン電子、コルト・コルテック、コーロン 双龍自動車は海外投機資本の技術流出と食い逃げ、会計操作と破産、そしてこれに伴う整理解雇の手順を 踏んだ典型的な事例だ。双龍自動車は、2009年4月、労働者全体の37%に達する2,646人の構造調整案を発表した。労組は占拠座り込みに入り、使用側は職場閉鎖で対抗した。77日間の工場占拠ストライキは陸海空を総動員した資本の総攻勢によって工場から追い出され、結局は希望退職2千人余り、無給休職450人余りに165人が最終的に整理解雇された。それ以降、被解雇者は2012年11月20日、整理解雇者復職と双龍車問題への国政調査などを要求して鉄塔に上がって171日間座り込みを闘い、二度にわたって支部が41日、連帯組織が21日間の断食闘争を進めて大漢門を拠点として苛烈な闘争を進めた。この過程で100人余りが拘束され、26人の死があった。現在は1年6ヶ月間闘われた大漢門座り込み闘争を撤収し、拠点を双龍自動車の平澤(ピョンテク)工場に移し、6年目となる闘争を受け継いできている。今年2月、双龍自動車被解雇者153人が使用側を相手に起こした解雇無効確認などの訴訟で、原告敗訴判決の一審を覆して勝訴判決が下されたこともある。

キリュン電子は国内資本の食い逃げと整理解雇の事例だ。2005年不法派遣、不当解雇に対抗して労働組合を結成し、闘争を始めたキリュン電子労働者の闘争は、94日間のキム・ソヨン分会長の断食、高空座り込みなどの闘争を経て、2010年10月に使用側と直接雇用合意で勝利するなどした。この過程の最中に、2008年キリュン電子を今のチェ・ドンニョル会長が買収する。6年間でキリュン電子は最大株主が4回も変わり、その過程で資本金15億の会社が395億に売れるなど非常識なことが起きる。堅実な製造業者であったキリュンが、売買差益とマネーロンダリングのための手段である投機資本に変貌したのだ。しかし6年の闘争と2年半の復職猶予を待って復職したキリュン電子労働者が、このことから得たものは何もなかった。1年余りを超えて、業務待機状態が続き、賃金はずっと未払いであった。すでに会社は多くの固定資産を売却し、生産施設のたぐいはなかった。多くの職員も辞めた状態であった。会社正常化のための努力は見られなかった。さらに組合員に内緒でこっそりと会社が夜中に事務室を移転する夜逃げをして引っ越しした事務室の場所を

組合員には知らせないなど、あきれた振る舞いも示した。現在組合員は空っぽの事務室で座り込みを継続しており、先日は、座込み場撤去に対抗して雇われヤクザと衝突し、多数のケガ人も発生した。

アコースティックギター生産業者であるコルト楽器の子会社のコルテック大田工場で、2006年に労働者たちが労働組合を作るとすぐに、会社は生産量を中国、インドネシアへと移転した。翌年7月には大田工場を閉鎖し、当該工場の労働者全員を解雇した。会社は「生産性低下にともなう廃業」(しかしコルト楽器は持続的に大規模黒字を記録していた)と主張したが、労働者は解雇が不当だとして訴訟を起こし、7年の間、集会、高空座り込み、断食、アメリカ・日本遠征闘争、音楽会などあらゆる方法で復職闘争を繰り広げた。1審は、整理解雇が緊迫した経営上の理由にともなう正当な措置だったという判決を下したが、2審では、数年間に相当な金額の当期純利益を出し注文量が増えるなど経営上困難があったと見ることができないとして1審判決をくつがえした。以後、大法院(主審アン・テヒ最高裁判事)は、『企業全体が黒字でも一部事業部門が経営悪化を経ているならば、該当部門の人材を縮小するのは不合理でない、工場閉鎖は将来にありうる危機にあらかじめ対処するためのもので尊重されなければならない』として、事件を再審理せよとソウル高裁に差し戻した。コルト楽器は黒字かもしれないが、子会社であるコルテック大田工場は営業損失を受けていたので工場閉鎖決定は正当だという判決だ。大法院の破棄差し戻しの趣旨に従って、今年1月、ソウル高裁は解雇が正当だったと判決し、6月12日、大法院は上告を棄却した。迫ってもいない未来の経営上の危機によって整理解雇が可能になったのだ。

コーロン整理解雇闘争は、去る 2005 年 2 月、亀尾のコーロン工場で労働組合活動家を中心にした 78 人に対する整理解雇が断行されたことから始まった。10 年以上闘争している、韓国では最長期の争議現場だ。当時、被解雇者 50 人が集まって構成した「コーロン整理解雇闘争委員会」は、10 年の歳月を経て現在は 16 人が残っていて、そのうちの一部組合員は生計のために仕事をしながら整理解雇闘争委員会の活動を支援している。現在 300 日以上にわたって、コーロン本社前でテント座り込みを進行中だ。

-特殊雇用職労働者の闘争。 才能教育

2007年12月、学習紙の教師たちは、手数料問題(収入)で会社と対立した。会社は団体交渉を一方的に破棄して、契約期間が満了した学習紙教師たちを契約解除した。学習紙教師たちの闘争がより一層困難だったのは、これらの人々の身分が正規職でも非正規職でもない特殊雇用職労働者(個人事業主の扱い一訳注)であるためだ。特殊雇用職は会社と勤労契約でなく委託業務契約を結んで、月給でなく営業活動の完了件数当たりの手数料を受け取る。労働組合を結成することはできるが、使用者が契約期間の満了した労組幹部や組合員との契約を解除してしまえばそれまでだ。これに対して裁判所は、労組活動を理由に委託契約を解除した才能教育の不当労働行為を認めた。あわせて才能教育の使用者側と学習紙教師たちの使用従属関係が認められるとし、教師たちを労組法上の勤労者に該当すると判決した。それでも手数料実績によって収入の差が大きく出る点、毎日出勤を強制しない点、勤務時間と場所を会社が決めない点から、勤労基準法上の勤労者ではないので不当解雇は棄却した。労組法上の労働者であることは認めるのに、勤労基準法上の労働者であることは認められないということだ。これに伴い、特殊雇用職の労働者は、労働3権を保障されない。才能教育の労働者は、現在の才能教育本社の前で2300日を越える街頭座り込みを継続している。

-公共部門非正規職の闘争。 韓国保健福祉情報開発院

去る 2012 年 12 月 28 日、保健福祉部傘下の公共機関、韓国保健福祉情報開発院コールセンター顧客相談 部で働いていた非正規職労働者 42 人が集団解雇された。大部分は 2013 年上半期内の無期契約職への転換の 対象者だった。ましてや、これらのうち何人かは、無期契約への転換をわずか数日後に控えている状況だった。この情け容赦のない集団解雇は、公共部門で働く非正規職の正規職転換を公約した朴槿惠候補が大統領 に当選してから、わずか 9 日ぶりに起こった出来事だ。非正規職労働者は、雇用後 2 年が過ぎれば正規職に

転換されなければならない。すると資本は正規職転換を避けるために2年満了前の契約解約を通じて解雇を 乱発した。ところで銀行など大規模解雇が不可能な資本のために作られたのが無期契約職だ。無期契約職は 契約期間が決まっていないことで雇用を保証されることができるという点以外は非正規職とその処遇が違わ ない。それでもこれさえも資本は、さらに国家公共機関でさえも、無期契約職への転換を回避するために労 働者を解雇する。使用側である情報開発院は、被解雇者などに初めには3ヶ月の超短期契約職の雇用案を提 示していたが、時間が過ぎて闘争が持続するにつれ6ヶ月契約職、1年契約職、最近では2年まで契約期間 を延ばした新規契約職採用案を協議案として提示して闘争を終わらせることを推奨している。だが依然とし て変わらないのは、新規採用という雇用形式だ。現在は2人の組合員だけが残って、500日を越える闘争を 持続している。

空に上がる労働者たち。 ユソン企業、スターケミカル

ユソン企業は、民主労総の傘下労働組合のうち最も戦闘的な労働組合だった。総連盟の指針にともなうストライキと闘争では、いつも先に立って模範的な闘争を繰り広げてきた。ユソン企業労組は、2011 年 3~6月に労使協議がなされないとなるやただちにストライキを始め、会社は職場閉鎖で対抗した。この過程で雇われヤクザと警察の殺人的な暴力によって多数の労働者が負傷した。特に労働組合破壊コンサルティング業者である「創造コンサルティング」に、実に13億ウォンを越えるお金を支払いながらも労組をなくそうとした。今年4月、裁判所は、労組が業務復帰意思を明らかにし、会社の明確な損害が発生する根拠もないにも関わらず攻撃的職場閉鎖を行ったことは違法だと判断した。しかし他方で検察は、ユソン企業の労使問題と関連して核心的争点だったユソン企業と労務法人「創造コンサルティング」が共謀した労組破壊とユソン企業側の違法な職場閉鎖疑惑に対する再捜査要請を受け入れなかった。現在のユソン企業のイ・ジョンフン労組支会長は、沃川(オクチョン)の広告塔で240日を超える高空座り込みを闘い続けている。

2013 年 1 月、慶尚北道の漆谷(チルゴク)にあるスターケミカル工場が稼動を全面中断した。2006 年 3 月から満 5 年間、停まったままの工場を、スターケミカル資本が買収して再稼働してから 2 年も経たない時点だった。雇用責任を負うといって、安値で買収した工場を 2 年目で廃業して清算したのだ。御用執行部は、清算では実利を主張すると共に、勧告辞職願いを提出しても組合員資格が維持されると糊塗して組合員に辞職届の提出を勧めた。組合員 168 人中 139 人が勧告辞職届を書き(勧告辞職とは使用者が労働者に辞職を勧め、それに応じて労働者が辞職届を書くこと―訳注)、残りの 29 人は解雇された。そのうち解雇者 28 人が「金属労組亀尾支部スターケミカル支会 解雇者復職闘争委員会」を構成し、現在まで闘争している。スターケミカル解雇者復職闘争委員会は、2013 年 3 月から年末まで、親企業であるスターフレックスが入っているソウル市木洞(モクトン)の CBS ビルディング前で上京闘争を続けてきた。解雇闘争 6 ヶ月以後から支給される金属労組の長期争議闘争基金は、執行部の妨害と無視によって今も受け取れずにいる。そして現在スターケミカルを買収しようとしているティーケイケミカルを相手に雇用継承を要求して5月27日から工場の煙突に上がって座り込みを続けている。

サムスンの無労組戦略に対抗して去る 5 月 17 日、サムスン電子サービス支会 梁山分会長のヨム・ホソク烈士が自死して以後、サムスン電子サービス労働組合は無期限ストライキ座り込みを決定し、現在まで瑞草洞(ソチョドン)サムスン電子本館の前で野宿座り込みをしている。警察は暴力的に死体を奪取、火葬してしまう蛮行を犯した。また、全羅北道のシンソン旅客(バス会社—訳注)のストライキ闘争で 2 年前に解雇されたチン・ギスン烈士は、去る 4 月 30 日、会社で自殺を企て脳死状態に陥って 33 日目に死亡した。同組合員は車庫を占拠して闘争を継続している。

その他にも、一つ一つすべてを紹介することはできないが、全国各地で労働者の闘争は継続されている。